

ハートがたくさんの中づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なものの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回も、「子どもの虐待」についてお伝えします。

子どもの虐待について 虐待を受けた子どもたち

虐待で家庭から保護された子どもたちは、その後どこで暮らしているのでしょうか。

虐待を受けた子どもが危機的な状況にあると判断された場合には、児童福祉法によって児童相談所が一時保護しその後、児童福祉施設に入所したり、里親さんにも委託されたりします。

児童養護施設には、児童自立支援施設、情報障害児短期治療施設、母子生活支援施設などがあり、その子どもの年齢や状況などによって決められます。

子どもたちは各施設や里親宅など安心して生活できる場所で受け入れられ、傷ついた心と体を治すために必要な治療や支援を受けつつ、安全が守られた生活を送ります。

家庭状況や親子の状況が好転し、家庭でも子どもが安心して暮らせる状況が整つたと児童相

談所が判断した時に、支援を受けながら家庭に戻り、再度一緒に暮らすことができることがあります。

また、児童養護施設を出た後や、児童相談所や家庭裁判所からの委託や依頼、子ども本人の希望で、自立援助ホームでしばらく暮らしながら自立を目指す子どもたちもいます。

さらに施設や里親宅を出た後、卒園者が交流し支え合うスペースや団体が全国ででき始めています。

乳児院
乳児院は、児童福祉法第37条に定める施設で乳児（1歳未満児）を養育しますが、必要な場合には幼児も入所させることができます。厚生労働省の調べでは、全国で129施設、2963人在籍しています。（2011年調べ）



※来月も、子どもの虐待について紹介します。
村民みんなで「ハートがたくさんの中づくりましょう。」

て、職員の専門性も高く、従事する人数を多く設置している施設ですが、実際にはこの基準では十分ではなく、施設によっては人手不足で、枕に哺乳瓶を置いて、「枕哺乳」をしたり、ベビーチェアを横一列に並べて数人の乳児に離乳食を与えたりする集団養育をせざるを得ません。

重い虐待を受けた子どもの中には、食を拒否して、ミルクや離乳食を受け付けない子どももいます。一人ひとりの乳児に、職員と一对一の関係が作れるよう、十分な愛情を注いで養育で生きるようにするために、この最低基準を改正すべきであるといふ切実な声があるのはこのためです。